

令和8年1月16日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達番号 | 医病027 |
| (2) 調達件名及び数量 | 大阪大学医学部附属病院におけるスマートフォン端末レンタル 一式
(別紙1仕様書のとおり) |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日
なお、契約期間満了日の1ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を1年間継続するものとする。
ただし、契約期間の全期間は令和11年3月31日を超えないものとする。 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること、または代理契約を担っている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、
国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年1月23日 12時00分
(郵送又は宅配便により提出する場合は提出期限までに必着のこと。)

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 医病027

調達件名： 大阪大学医学部附属病院におけるスマートフォン端末レンタル 一式

見 積 金 額 金 _____ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

仕様書

件名 大阪大学医学部附属病院におけるスマートフォン端末レンタル

1. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を 1 年間継続するものとする。ただし、契約期間の全期間は令和 11 年 3 月 31 日を超えないものとする。

2. 調達内容

スマートフォン(Apple 社製 iPhoneSE2、SE3、iPhone12 のいずれか) 421 台

(1) 導入場所

大阪大学医学部附属病院

(2) 導入目的

当院の看護師等の業務において使用する「らくらく看護師さん」アプリを院内移動電話サービス(FMC 対応)の契約終了後も継続して使用するため、iOS を搭載したスマートフォンを新たに用意する必要があり、本機器を導入するものである。また、業務上、外線発信を行えないと業務に支障のある部署にも導入する。

3. 端末仕様

(1) 端末仕様は以下のとおりとする。なお、リファービッシュ品、中古品での提供も可とする。

- ア. 音声通話及びデータ通信が可能であること。
- イ. 通信事業者回線(4G/5G)及び Wi-Fi (IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax)による通信が可能であること。
- ウ. 携帯電話端末の紛失、盗難発生時に遠隔でロック(端末利用抑止)、ワイプ(内部データ消去)ができるツールを備えること。
- エ. 携帯電話端末の紛失および故障時は、6カ月(前回の故障時より起算)につき1回以内であれば無償にて対応すること(ただし、発注者の故意によらない紛失および故障のみに限る)。なお、6カ月につき2回目以降の場合は発注者と受注者で別途協議することとする。
- オ. また、紛失および故障時は発注者より連絡することにより同機種 of 端末を 3 営業日以内に届け、かつ、SIM カードの入替にて容易に移行できること(電話帳、及び、携帯電話端末機能設定を除く)。同機種が提供できない場合は、Apple 社製であれば同等以上機種でも可能とするが、予め当院と協議の上対応すること。
- カ. iOS のバージョンは iOS26 とすること。

(2) 業務アプリケーション

MDM(モバイルデバイス管理)機能として、以下の機能を備えるよう調整すること。

- ① 端末紛失、盗難時における遠隔ロック及びワイプ機能
- ② 遠隔によるアプリ制限、配信、削除機能
- ③ MDM 管理画面等にて故障交換手配が可能なこと

(3) キットアップ作業

OS の設定や業務に必要なプログラム・アプリケーションのインストールや調整を行うこと。

日本電気株式会社製アプリ「らくらく看護師さん」、株式会社アスタリスク社製「AsReader」ライセンス及び院内チャット「inCircle」についても本作業に含めてインストールを行うこと。なお、キットアップを行うにあたり日本電気株式会社、株式会社アスタリスク社及び当院職員と適宜連携、調整の上、実施することとする。また、本院が別途調達する画面保護フィルムを貼り付けて納品すること。携帯本体背面に電話番号のテプラを貼付すること。

4. 院内の電波状況

- (1) ア. 院内の電波状況について調査を行うとともに、改善が必要な箇所については原則改善を行うこと。
 - イ. 電波状況調査を実施する際には、当院担当者に事前に計画書を提示し、許可を得ること。
 - ウ. 電波状況の改善を行う場合、当該サービスの利用開始日までに原則改善すること。期日までに改善できない場合は、当院担当者と別途協議の上対応するものとする。また、利用開始後に電波状況の改善を行う必要が生じた場合も、当院担当者と別途協議の上対応するものとする。
 - エ. 電波状況の改善に係る費用については、本調達の請負事業者負担とする。
 - オ. 施工は院内業務への影響を最小限として、事前に影響範囲を通知すること。また、電波状況改善対策工事を行う際、粉塵等による感染対策（養生及び迅速な清掃等）を実施すること。

5. 契約者の条件

(1) 電気通信事業者

電気通信事業法第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること、または代理契約を担っている者であること。

6. 見積条件

(1) 見積範囲

- ア. 携帯電話端末はレンタルとし、レンタル費用は月額料金に含めること。
- イ. 月額料金に下記の通話及びパケット通信の料金を含み、契約回線全体でシェアできること。
 - ① 無料音声通話 10分以上/台相当
 - ② パケット通信 1GB以上/台相当
- ウ. 機器費用、携帯電話端末回線の使用料金等、全契約期間における必要な全ての費用を月額費用に含めることとする。また別途提示を求められた場合にはその内訳を提示すること。
- エ. ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、月額料金に含め、令和8年4月1日時点の料金を想定の上算出すること。

7. 個人情報取扱に係る機密保持

業務遂行上知り得た個人情報、機密事項については、大阪大学が定める「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱い本業務のみに利用するものとし、契約期間中、契約終了後を問わず、第三者に漏洩しないこと。

8. 仕様内容

本仕様書に定めない事項及び仕様変更等が生じた際は、当院担当者と別途協議の上定めることとする。

9. 納品、保守運用

端末納品時、キッティング済みかつ端末へ画面保護フィルムを貼り付け済み(故障交換時は除く)の状態で提供すること。

10. 契約終了後の端末の取り扱い

契約終了後の端末は、原則発注者においてデータ消去の上、受注者へ返却するものとする。

以上

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学医学部附属病院におけるスマートフォン端末レンタル 一式
請負代金額 導入時キッティング作業費用 〇〇円也(うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)
レンタル料金 1式あたり月額〇〇円也(うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 医学部附属病院 病院長 野々村 祝夫 と受注者〇〇との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。
- 第5条 請負代金は、毎月支払うものとし、発注者が月末に業務の完了確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。なお、導入時キッティング作業費用は、初月のレンタル料金と併せて支払うものとする。
- 第6条 契約保証金は、免除する。
- 第7条 発注者は、本契約期間中、善良なる管理者の注意義務をもって物品を管理するものとする。
- 第8条 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しない場合は、文書をもって通告しこの契約を解除することができるものとする。なお、前項の規定により、この契約が解除された場合、発注者は、受注者に物品および付帯消耗品を速やかに返還するものとする。また、契約解除の理由が発注者の責による場合のほかは、返還に要する費用は、受注者の負担とする。
- 第9条 受注者は、業務を行う上で、故意又は過失により装置を損傷させたときは、その損傷について、賠償の責を負うものとする。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 野々村 祝夫

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。